

収入
印紙

建設廃棄物処理委託契約書

住所
排出事業者 名称
(甲) 代表者

㊟

収集運搬会社 住所 京都府福知山市大江町千原江口 1131-13 許可番号 (発生場所)2610134757 (処分場所)2610134757
及び 名称 有限会社将楽産業 ㊟ (都道府県・政令市 京都府)(都道府県・政令市 京都府)
中間処分会社 代表者 代表取締役 新井和幸 許可品目(産業廃棄物)がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・
(乙) 燃え殻・ばいじん・無機汚泥・その他()
許可番号 2620134757
許可区分 中間処理業(破碎・造粒固化・天日乾燥)
許可品目 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・燃え殻・ばいじん・無機汚泥
・がれき類(コンクリート廃材・アスファルトコンクリート廃材に限る)

甲と乙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物の収集運搬又は処分を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法律」という)に従い適正に行うため、以下のとおり産業廃棄物処理委託契約を締結する。

(委託内容)

- 第1条 甲は「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬及び処分を乙に委託する。
- 2.乙は、産業廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す乙の施設まで許可された車輛で適正に運搬する。
- 3.乙は約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 4.甲、乙は、業務の遂行に当たって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条 乙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処理料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。処理料金は、甲と乙で取り決めた支払方法に基づき次のとおり支払う。
- ①甲は、廃棄物マニフェストにより、乙の受領印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
- ②甲は、廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、乙に処分料金を支払う。
- 2.収集運搬及び及び処分に関する契約単価が経済情勢の変化等により不相当になった場合、甲と乙の協議により変更することができる。

《委託業務の内容》

- 1.事業場(工事名): _____
- 2.排出場所 : _____
- 3.委託期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4.積替・保管施設軽油の有無 (有・無)
- 5.廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(乙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量	処分会社の許可内容		
	収集運搬	処分		処理方法	処理能力	施設の名称・所在地
ガラス屑、コンクリート屑及び陶磁器屑 (コンクリート廃材に限る)	円/t	円/t	t	破碎	50 t/h	(有)将楽産業 福知山市大江町千原江口 1131-13
コンクリートがら(無鉄筋)	円/t	円/t	t	破碎	50 t/h	
アスファルトがら	円/t	円/t	t	破碎	50 t/h	
コンクリートがら (鉄筋入り・2次製品)	円/t	円/t	t	破碎	50 t/h	
合計	(税別) 円	税別) 円		石綿含有産業廃棄物を含まないこと		

《乙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)》

処分先名及び許可番号	施設所在地・処分方法・処理能力	再生品目	売却先
(有)将楽産業・2620134757	「委託業務の内容」記載の通り	再生碎石(RC-40など)	合同碎石(株)など

廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

- 第1条 乙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知すると共に、変更後の書類を甲に提出する。
(1)収集運搬及び処分業務に関する許可証等（指定証その他）写し、及び収集運搬許可車輛番号

(情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な書類の欄に記入し、乙に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙は、産業廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
- 2 甲、乙は、それぞれのマニフェストを5年間保存する。
 - 3 乙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅延なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表によって、業務終了報告書に変えることができる。

(内容の変更)

- 第5条 甲、乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
- 2 乙は、中間処理後の最終処分先の場所に変動が生じる場合は、速やかに甲に報告し、変更契約を凍結する。

(業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙に対して必要な指示ができるものし、乙はこれに従うものとする。
- 2 甲は前項の他、必要に応じて乙の保有車輛及び運搬状況について、調査または報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
 - 3 甲は、第1項の他、必要に応じて乙の施設等の状況について、調査または報告を求めることができ、さらに必要に応じて乙の施設に立入り調査できるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(損害の賠償)

- 第7条 乙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がそれを負担するものとする。

(機密保持)

- 第8条 甲、乙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の更新継続)

- 第9条 本契約の有効期間満了の1カ月前までに、甲乙のいずれかから相手方に対して、本契約を終了する旨の申し出がなされない場合は、本契約の期間満了から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(契約の解除)

- 第10条 甲、乙は、本契約の当事者が契約の条約のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
 - 3 第1項の規定により、本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

- 第11条 本契約に定めない事項又は本契約の各事項に関する疑義が生じたときには、必要に応じて甲乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するために、甲乙は各々記名捺印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙は写しを保管する。

(尚、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)